

令和7年度市川三郷町移住・定住体験ツアー業務委託特記仕様書

1 業務名称

令和7年度市川三郷町移住・定住体験ツアー業務委託

2 業務目的等

本町は、少子高齢化の影響や若者の進学・就学のための都市部への流出により2045年には人口1万人を切り、人口減少対策が急務となっている。このような状況の中、本町の「JR身延線や中部横断自動車道の交通の利便性」、「甲府盆地の山々と河川に囲まれた自然豊かな住環境」「幼児から高校生まで町内で就学可能」といった利点のもと、「知ってもらふ、来てもらふ、体験してもらふ」といった交流人口等の拡大を推進し、「試しに来てもらふ」お試し移住などを経て移住定住につなげるため、観光や体験を入口とした「市川三郷町移住・定住体験ツアー（以下、「ツアー」という。）」を実施するものである。

3 準拠する法令

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）
- (2) 市川三郷町個人情報保護条例（平成17年市川三郷町条例第11号）
- (3) その他関係法令及び通則

4 業務内容

(1) ツアーの実施

ア 期間 契約締結日の翌日から令和8年3月24日（火）まで

イ 場所 市川三郷町内

ウ 対象者

- ①ツアー参加対象者は、現在県外に居住しており、市川三郷町への移住を検討している方及びその家族とする。
- ②ツアー参加対象者の性別や年齢は問わないが、主なターゲットは20代30代の若者・子育て世帯とする。

エ 業務内容

- ①ツアーの企画・実施への参画に関する事。
- ②ツアー参加者の募集、広告に関する事。
- ③ツアー内容（体験事業、宿泊事業）の連携等に関する事。
- ④ツアー参加者等からの意見聴取及び取りまとめに関する事。
- ⑤体験先等の調整、手配及び支払いに関する事。
- ⑥事業費用の調整及び最適化に関する事。
- ⑦その他業務の進捗により生じた必要な事項に関する事。

オ 留意事項

- ①ツアーの企画・実施への参画、参加者募集に関しては、受注者の企画内容等を土台にし、町担当者と協議・調整し業務を行うものとする。
- ②ツアーは1泊2日によるものを期間中1回実施とする。また、1回あたり20人～30人程度の参加を見込むものとし、最低催行人数は10人とする。申込にあつては、1組あたり3人程度を限度とする。ただし、同等の効果が見込める内容を企画できる場合は、町担当者と協議・調整の上で実施とすることができるものとする。
- ③ツアーに使用する宿泊先は、町内宿泊事業者とする。町内宿泊事業者が使用できない場合は、町担当者と協議すること。また、ツアーに係る宿泊及び食事費用等は次の区分のとおりとする。ただし、宿泊事業者が直接食事を提供せず、町内飲食店において食事を提供することに置き換えることができるものとする。

ツアー日程	ツアー費用
東京都内及び近郊発着 1泊2日	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊費（1泊分） ●食事代（朝食1回、昼食2回、夕食1回） ※食事代は、宿泊費に含まれるものを除き、ツアー参加者から徴収する参加料の範囲で提供するものとする。 ●体験料等 ※和紙、篆刻、花火制作等の体験を実施する場合は、ツアー参加者から徴収する参加料及び委託料の範囲で実施するものとする。

- ④委託費に含まれる体験に係る費用は、体験先事業者又は体験先協力者に支払う費用、参加者及び添乗員、町内をアテンドする移住コーディネーターの入場・参加料及び材料代、その他体験に必要な町が認める費用とする。
- ⑤「自然豊かな住環境」といった利点を活かし、本町の特徴や特色を体験できるような行程となるよう町に協力及び情報提供するものとし、参加者の希望により臨機応変に対応する仕組み等の構築に努めるものとする。
- ⑥本町に移住・定住することを前提とし、公共生活サービス（子育て・教育・福祉）等、生活に密接したまちの情報を提供する（保育所や小中学校の内覧を含む）とともに、移住後の仕事をイメージできるような職業体験（農業・林業・商業等）プログラムの企画・実施に関与するものとする。併せて、先輩移住者（地域おこし協力隊等）との懇談等を行い、より移住後の生活がイメージできるようなプログラムとすること。
- ⑦本町への移住希望者（主に都市部に居住し、移住及び転職、起業、就農、地域おこし協力隊に興味がある方や、若者・子育て世帯）を対象とし、WEB上での情報発信やチラシ作成、町SNS投稿用原稿の作成、イベントの催行等参加者募集に係るプロモーションを実施するものとする。
- ⑧業務の実施にあたっては、町と緊密に連絡をとり、随時協議しながら進めることとし、全体として効率的かつ効果的な業務を行うものとする。

(2) 参加者アンケートの実施

今後の事業展開につなげていくため、参加者にアンケートを実施し、業務報告書とともにその結果を提出するものとする。なお、アンケートの内容、手法及び整理方法については、別途町と協議するものとする。

5 業務場所 市川三郷町内

6 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月24日（火）まで

7 秘密保持及び第三者への提供禁止

業務の処理に際して知り得た事項について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。また、発注者の許可無く指示目的以外の使用及び第三者への提供をしてはならない。なお、契約期間の満了後又は解除後も同様とする。

8 成果品、提出形式

(1) 実施報告書（正本1部）

(2) 実施報告書で使用している圧縮前の電子媒体データ（CD-R又はDVD-R 1枚）

(3) 参加者アンケート結果（正本1部）

(4) 参加者アンケート結果に使用している圧縮前の電子媒体データ（CD-R又はDVD-R 1枚）

(5) 参加者アンケート用紙原本

9 成果品の納入場所

市川三郷町役場政策推進課政策推進係

10 完了及び対価の支払い

町の行う検査の合格をもって完了とする。

対価の支払いは、完了払いとし、前払い及び中間払いは行わない。

11 その他

本仕様書に記載のない事項については、町と受注者の協議の上、定めるものとする。